

平成22年6月市議会定例会提出予定案件

(諮 問)

- 1 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 2 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 3 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 4 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 5 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 6 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて

(議 案)

- 1 専決処分につき承認を求めることについて
(茨木市市税条例の一部を改正する条例)
- 2 専決処分につき承認を求めることについて
(茨木市国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 3 茨木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 4 茨木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 5 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 6 茨木市市民農園条例の一部改正について
- 7 茨木市手数料条例の一部改正について
- 8 茨木市下水道条例の一部改正について
- 9 茨木市水道事業給水条例の一部改正について
- 10 茨木市火災予防条例の一部改正について
- 11 茨木市耳原三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 12 工事請負契約締結について (大池ポンプ場雨水自動除塵機更新工事)

(報 告)

- 1 茨木市事務報告について
- 2 市長の専決処分事項の指定に係る報告について
- 3 平成21年度茨木市土地開発公社事業実績及び決算の報告について
- 4 平成21年度財団法人茨木市保健医療センター事業実績及び決算の報告について
- 5 平成21年度財団法人茨木市文化振興財団事業実績及び決算の報告について
- 6 平成21年度一般社団法人茨木市観光協会事業実績及び決算の報告について
- 7 平成22年度茨木市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
- 8 平成22年度財団法人茨木市保健医療センター事業計画及び予算の報告について
- 9 平成22年度財団法人茨木市文化振興財団事業計画及び予算の報告について

- 10 平成22年度一般社団法人茨木市観光協会事業計画及び予算の報告について
- 11 平成21年度下半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について
- 12 平成21年度大阪府茨木市一般会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 13 平成21年度大阪府茨木市一般会計事故繰越し繰越計算書報告について
- 14 平成21年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 15 平成21年度大阪府茨木市水道事業会計予算繰越計算書報告について

| | |
|-------|--|
| 諮 1 | 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて |
| 現 委 員 | さわだ のりお 澤 田 範 雄 |
| 任 期 | 平成22年9月30日任期満了 初就任 平成9年12月1日 4期(任期3年) |
| 推薦予定者 | |
| 諮 2 | 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて |
| 現 委 員 | やまだ けんじ 山 田 賢 治 |
| 任 期 | 平成24年3月31日任期満了(現委員死亡のため) 初就任 平成18年1月1日 2期(任期3年) |
| 推薦予定者 | |
| 諮 3 | 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて |
| 現 委 員 | うえだ ちづこ 上 田 千 津 子 |
| 任 期 | 平成22年9月30日任期満了 初就任 平成10年3月1日 4期(任期3年) |
| 推薦予定者 | |
| 諮 4 | 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて |
| 現 委 員 | わたなべ ふくこ 渡 邊 福 子 |
| 任 期 | 平成22年9月30日任期満了 初就任 平成19年10月1日 1期(任期3年) |
| 推薦予定者 | |
| 諮 5 | 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて |
| 現 委 員 | すみたに かずゆき 隅 谷 一 之 |
| 任 期 | 平成22年9月30日任期満了 初就任 平成19年10月1日 1期(任期3年) |
| 推薦予定者 | |
| 諮 6 | 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて |
| 現 委 員 | ひらの せいこ 平 野 誠 子 |
| 任 期 | 平成22年9月30日任期満了 初就任 平成19年10月1日 1期(任期3年) |
| 推薦予定者 | |

議 47 専決処分につき承認を求めることについて
(茨木市市税条例の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う所要の改正

・主な改正内容

給与所得に係る個人市民税の特別徴収

- ・65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得割額を、給与所得に加算して給与からの特別徴収をできるようにする

個人の株式市場への参加を促進する観点から、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を創設する

- ・毎年新規投資額で100万円を上限に非課税口座内の上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等を非課税とする

| | |
|-----------|---|
| (非課税対象) | 非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益 |
| (非課税投資額) | 毎年、新規投資額で100万円を上限 |
| (非課税投資総額) | 最大300万円(100万円×3年間(平成24年～26年)) |
| (非課税期間) | 最長10年(ただし、売却部分の枠は再利用不可) |
| (口座開設数) | 年間1人1口座 |
| (導入時期) | 平成24年から実施される上場株式等の20%(住民税5%、所得税15%)本則税率化にあわせて導入 |

たばこ税の税率を改正

- ・3,298円/1,000本 4,618円/1,000本
(旧3級品は、1,564円/1,000本 2,190円/1,000本)

・専決日 平成22年3月31日

・施行日 平成22年 4月1日
 平成25年 1月1日
 平成22年10月1日

議 48 専決処分につき承認を求めることについて
(茨木市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の改正

・改正の内容

保険料賦課限度額の引き上げ

・医療分

470,000円 500,000円

・後期高齢者支援金等分

120,000円 130,000円

非自発的失業者の負担の軽減

(軽減内容)

- ・国民健康保険料について、失業時からその翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100として算定

(対象者)

- ・雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇等の事業主都合により離職した者)
- ・雇用保険の特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した者)

・専決日 平成22年3月31日

・施行日 平成22年4月1日

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部改正に伴う所要の改正

・改正の内容

一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例(保険料算定において高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金を反映)の延長

平成20年度及び平成21年度

平成22年度から平成25年度までの各年度

高医療費の指定市町村制度廃止に伴う、基礎賦課総額から減額する繰入金の額の削除及びそれに伴う引用条番号の変更

引用法律名の変更

・専決日 平成22年5月27日

(国民健康保険法の改正が、子ども手当法案などの優先審議及び修正案提出により平成22年5月12日に成立が遅れたが、6月1日の保険料率の告示前に条例改正する必要があるため専決を行う)

・施行日 公布の日
 平成22年6月1日

| | |
|---|-------------------------------|
| 議 49 | 茨木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正の内容 [育児のための時間外勤務の制限] 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員で、その職員の配偶者が常態として子を養育することができる場合でも、その子を養育するために時間外勤務の制限の請求をすることができるよう改正 任命権者は、3歳に満たない子のある職員がその子を養育するために時間外勤務の制限を請求した場合、基本的に時間外勤務をさせてはならないよう規定 ・施行日 平成22年6月30日 | |
| 議 50 | 茨木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| <p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正の内容 [育児休業制度取得要件の緩和] 職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等にかかわらず、職員は育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取得を請求できるよう改正 [父親の育児休業取得の促進] 子の誕生日から57日以内に育児休業を取得した職員については、特例として再度育児休業を取得することができるよう規定 ・施行日 平成22年6月30日 | |
| 議 51 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| <p>茨木市学童保育の運営に関する要綱を制定したことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正の内容 臨時職員の職種の名称変更 留守家庭指導員 学童保育指導員 ・施行日 平成22年7月1日 | |

議 52 茨木市市民農園条例の一部改正について

彩都やまぶき地区及び島地区に市民農園を新設することに伴う所要の改正

・改正の内容

彩都やまぶき地区

[名称及び位置]

名 称 彩都やまぶきふれあい農園
位 置 茨木市大字粟生岩阪244番1

[初回利用期間]

平成22年9月1日から平成26年3月31日まで

[利用料金]

年 額 18,000円
(平成22年9月1日から平成23年3月31日までは10,500円)

・施行日 平成22年9月1日

島地区

[名称及び位置]

名 称 島ふれあい農園
位 置 茨木市島三丁目3019番2

[初回利用期間]

平成22年10月1日から平成26年3月31日まで

[利用料金]

年 額 18,000円
(平成22年10月1日から平成23年3月31日までは9,000円)

・施行日 平成22年10月1日

議 53 茨木市手数料条例の一部改正について

砂利採取法及び採石法に基づく採取計画認可事務について大阪府からの事務移譲に伴う所要の改正

・改正の内容

砂利の採取計画認可申請等に対する審査手数料の追加

砂利採取計画認可申請手数料 37,700円/1件

砂利採取計画変更認可申請手数料 17,000円/1件

岩石の採取計画認可申請等に対する審査手数料の追加

岩石採取計画認可申請手数料 52,000円/1件

岩石採取計画変更認可申請手数料 33,000円/1件

・施行日 平成22年10月1日

| | | |
|---|----------------------|----------|
| 議 54 | 茨木市下水道条例の一部改正について | 14～16頁参照 |
| <p>下水道使用料の見直しに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正の内容 <ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料の算定基礎の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費全額及び資本費の60%を使用料対象経費として算定し使用料を改定 ただし、平成22年10月1日から平成24年3月31日までは経過措置として資本費の55%で算定した額 従量料金の区分の細分化及び統合 <ul style="list-style-type: none"> (細分化) 31～50m³ 31～40m³、41～50m³ (統合) 1,001m³以上 501m³以上 ・施行日 平成22年10月1日 | | |
| 議 55 | 茨木市水道事業給水条例の一部改正について | 14～16頁参照 |
| <p>水道料金の見直しに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正の内容 <ul style="list-style-type: none"> 需要口径種別の一般用を3つに区分(専用、共用1、共用2) <ul style="list-style-type: none"> ・専用 : 共用1及び共用2以外 ・共用1 : 共同住宅、独身寮及び小売市場 ・共用2 : 中央卸売市場の施設 基本料金の区分について、共用1及び共用2の料金区分を設定 従量料金の区分の細分化及び統合 <ul style="list-style-type: none"> (細分化) 31～50m³ 31～40m³、41～50m³ (統合) 1,001m³以上 501m³以上 臨時使用の場合の概算料金の前納制度を廃止 ・施行日 平成22年10月1日 | | |
| 議 56 | 茨木市火災予防条例の一部改正について | |
| <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正の内容 <ul style="list-style-type: none"> 燃料電池発電設備の定義に固体酸化物型燃料電池を追加 引用条項番号の変更 ・施行日 平成22年12月1日 公布の日 | | |

議 57 茨木市耳原三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
制定について 17頁参照

区域内における建築物の制限を定めることにより適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図る

建築物の制限内容

- ・用途… 一戸建ての住宅
一戸建ての住宅で建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの
診療所及び診療所兼用住宅（患者の収容施設があるものを除く）
～ の建築物に附属する自動車車庫
- ・敷地面積… 100㎡以上
- ・高さ… 10m以下
- ・垣又はさくの構造… 道路に面する垣又はさくは、生垣、ネットフェンス、
鉄さく等
ブロック塀その他これに類するものは、高さが0.6m
以下、門、門の袖で長さが2m以下
- ・罰則… 規定に違反した場合、500,000円以下の罰金
- ・施行日 公布の日

議 58 工事請負契約締結について（大池ポンプ場雨水自動除塵機更新工事）

| | |
|---------|--|
| 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 契約の金額 | 179,025,000円 |
| 契約の相手方 | 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号 さいとう としや ドリコ株式会社 大阪支店 支店長 齊 藤 利 也 |
| 工事場所 | 茨木市野々宮二丁目20番20号 |
| 工事内容 | 雨水自動除塵機 幅：約2,900mm × 深さ：3,700mm 6台 |
| 工事完了予定日 | 平成23年2月25日 |

| | |
|------|--|
| 報 1 | 茨木市事務報告について |
| | 平成21年4月～平成22年3月における事務執行状況の報告 |
| 報 2 | 市長の専決処分事項の指定に係る報告について |
| | 平成21年度における地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定（平成17年3月25日議員発第5号議決）に係る損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、同条第2項の規定による専決処分の報告 ・専決処分件数 14件 |
| 報 3 | 平成21年度茨木市土地開発公社事業実績及び決算の報告について |
| | 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告 |
| 報 4 | 平成21年度財団法人茨木市保健医療センター事業実績及び決算の報告について |
| | 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告 |
| 報 5 | 平成21年度財団法人茨木市文化振興財団事業実績及び決算の報告について |
| | 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告 |
| 報 6 | 平成21年度一般社団法人茨木市観光協会事業実績及び決算の報告について |
| | 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告 |
| 報 7 | 平成22年度茨木市土地開発公社事業計画及び予算の報告について |
| | 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告 |
| 報 8 | 平成22年度財団法人茨木市保健医療センター事業計画及び予算の報告について |
| | 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告 |
| 報 9 | 平成22年度財団法人茨木市文化振興財団事業計画及び予算の報告について |
| | 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告 |
| 報 10 | 平成22年度一般社団法人茨木市観光協会事業計画及び予算の報告について |
| | 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告 |
| 報 11 | 平成21年度下半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について |
| | 平成22年3月31日現在の業務状況の報告 |

地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費繰越計算書の報告

| 事業名 | 繰越額 | 財源内訳 |
|---------------------|--------------|--|
| 全国瞬時警報システム 整備事業 | 2,600,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 2,600,000円 |
| 地域密着型介護施設 整備補助事業 | 154,000,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 26,250,000円 ・府支出金 127,750,000円 |
| 子ども手当システム 開発委託事業 | 16,905,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 16,905,000円 |
| あけぼの学園営繕事業 | 20,000,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 18,425,000円 一般財源 1,575,000円 |
| 保育所維持補修事業 | 11,000,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 10,134,000円 一般財源 866,000円 |
| 予防接種事業 | 26,460,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 12,600,000円 ・府支出金 6,300,000円 一般財源 7,560,000円 |
| 斎場維持補修事業 | 45,000,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 42,934,500円 一般財源 2,065,500円 |
| 道路維持事業 | 50,000,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 46,062,000円 一般財源 3,938,000円 |
| 大阪中央環状線防音壁 設置事業 | 95,000,000円 | 一般財源 95,000,000円 |
| 道路舗装事業 | 9,000,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 8,292,000円 一般財源 708,000円 |
| 道路簡易舗装事業 | 20,000,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 18,425,000円 一般財源 1,575,000円 |
| 橋梁新設改良事業 | 25,000,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 23,032,000円 一般財源 1,968,000円 |
| 公園整備事業 | 23,000,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 21,189,000円 一般財源 1,811,000円 |
| 真砂・玉島台土地区画 整理事業 | 31,245,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 8,608,000円 ・地方債 16,100,000円 一般財源 6,537,000円 |

| 事業名 | 繰越額 | 財源内訳 |
|-------------------|----------------|---|
| 街路整備事業 | 106,485,750円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 17,000,000円 ・地方債 15,300,000円 ----- 一般財源 74,185,750円 |
| 歩道設置事業 | 20,000,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 18,425,000円 ----- 一般財源 1,575,000円 |
| 高規格救急自動車購入事業 | 28,434,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 12,134,000円 ----- 一般財源 16,300,000円 |
| 水槽付消防ポンプ自動車購入事業 | 35,867,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 31,215,000円 ----- 一般財源 4,652,000円 |
| 小学校耐震診断・補強設計委託事業 | 49,699,000円 | 一般財源 49,699,000円 |
| 小学校校舎耐震補強ほか整備事業 | 1,122,175,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 727,073,000円 ・地方債 359,600,000円 ----- 一般財源 35,502,000円 |
| 安威小学校公共下水道接続事業 | 15,953,000円 | 一般財源 15,953,000円 |
| 中学校耐震診断・補強設計委託事業 | 40,360,500円 | 一般財源 40,360,500円 |
| 中学校校舎耐震補強ほか整備事業 | 465,000,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 374,506,000円 ・地方債 85,700,000円 ----- 一般財源 4,794,000円 |
| 公民館維持補修事業 | 21,000,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 19,347,000円 ----- 一般財源 1,653,000円 |
| 青少年野外活動センター維持補修事業 | 23,000,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 21,189,000円 ----- 一般財源 1,811,000円 |
| 市民プール維持補修事業 | 32,000,000円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 28,003,500円 ----- 一般財源 3,996,500円 |
| 合計 | 2,489,184,250円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 1,504,349,000円 ・府支出金 134,050,000円 ・地方債 476,700,000円 ----- 一般財源 374,085,250円 |

報 13 | 平成21年度大阪府茨木市一般会計事故繰越し繰越計算書報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定による事故繰越し繰越計算書の報告

| 事業名 | 繰越額 | 財源内訳 |
|-----------|--------------|-------------------|
| 道路新設・改良事業 | 108,756,400円 | 一般財源 108,756,400円 |
| 合計 | 108,756,400円 | 一般財源 108,756,400円 |

報 14 | 平成21年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費繰越計算書の報告

| 事業名 | 繰越額 | 財源内訳 |
|-----------|--------------|---|
| 公共下水道整備事業 | 150,207,500円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 75,054,000円 ・地方債 67,500,000円 ----- 一般財源 7,653,500円 |
| 合計 | 150,207,500円 | 未収入特定財源 ・国庫支出金 75,054,000円 ・地方債 67,500,000円 ----- 一般財源 7,653,500円 |

報 15 | 平成21年度大阪府茨木市水道事業会計予算繰越計算書報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定による予算繰越計算書の報告

| 事業名 | 繰越額 | 財源内訳 |
|---------------------|-------------|----------------------|
| 西穂積配水場5号配水池 防水工事 | 84,970,000円 | 損益勘定留保資金 84,970,000円 |
| 合計 | 84,970,000円 | 損益勘定留保資金 84,970,000円 |

下水道使用料及び水道料金の改定について

1 下水道使用料の改定

(1) 改定の趣旨

近年の公共下水道事業は、一般家庭の節水意識向上や大規模工場の撤退、事業の縮小等による下水道使用料の減少により厳しい経営を強いられていることから、下水道財政の健全化のため下水道使用料の改定を行う。

(2) 使用料算定期間

平成22年度～平成26年度（5年間）

(3) 平均改定率

23.3%

資本比率60%：25.1%（平成24年4月～）

（暫定55%：19.9%（平成22年10月～平成24年3月））

(4) 見直しの概要

資本費の算入率を段階的に引き上げ、経費負担区分の適正化を図る。

（資本比率）60%：平成24年4月～

（暫定55%：平成22年10月～平成24年3月）

負担の公平性、事業経営の安定性を考慮し、累進度を段階的に下げる。

（累進度） 現行：2.72 （暫定55%：2.68） 60%：2.66

従量料金の水量区分の細分化及び統合

（分解）31～50 m³ 31～40 m³、41～50 m³

（統合）1,001 m³以上 501 m³以上

(5) 新旧対照表

【単位：円/月、%】

| 階層(m ³) | 区分 | 資本比率60% | | | | 資本比率55% | | | |
|---------------------|-------|---------|---------|-----------|--------------|---------|---------|-----------|--------------|
| | | 現行 A | 改定 B | 差額 B-A | 増減率 B/A-1 | 現行 A | 改定 B | 差額 B-A | 増減率 B/A-1 |
| 1～ | 10 | 29 | 36 | 7 | 24.1 | 29 | 35 | 6 | 20.7 |
| 11～ | 20 | 72 | 95 | 23 | 31.9 | 72 | 90 | 18 | 25.0 |
| 21～ | 30 | 91 | 121 | 30 | 33.0 | 91 | 114 | 23 | 25.3 |
| 31～ | 40 | 103 | 137 | 34 | 33.0 | 103 | 130 | 27 | 26.2 |
| 41～ | 50 | | 143 | 40 | 38.8 | | 137 | 34 | 33.0 |
| 51～ | 100 | 135 | 180 | 45 | 33.3 | 135 | 171 | 36 | 26.7 |
| 101～ | 500 | 147 | 196 | 49 | 33.3 | 147 | 186 | 39 | 26.5 |
| 501～ | 1,000 | 164 | 213 | 49 | 29.9 | 164 | 206 | 42 | 25.6 |
| 1,001～ | 183 | | | 30 | 16.4 | | | 183 | 23 |
| 浴 場 | | 18 | 23 | 5 | 27.8 | 18 | 22 | 4 | 22.2 |
| 基本料金 | | 383 | 440 | 57 | 14.9 | 383 | 420 | 37 | 9.7 |
| 累進度 | | 2.72 | 2.66 | 0.06 | 2.2 | 2.72 | 2.68 | 0.04 | 1.5 |

2 水道料金の改定

(1) 改定の趣旨

給水人口が増加するにもかかわらず、近年の使用水量は減少傾向を示していることから、将来にわたって水道財政の安定化を図るため、水道事業の経営健全化による累積利益と府の受水単価の値下げによる利益を還元できる機会を利用し、料金体系の見直しを行う。

(2) 料金算定期間

平成 22 年度～平成 26 年度（5 年間）

(3) 平均改定率

17.7%（うち、本市独自分 11.9%、府の値下げ分 5.8%）

(4) 見直しの概要

収入の安定を図るため、基本料金の引き上げと従量料金の引き下げによる収入配分を見直す

（基本・従量比）18.3%：81.7% 31.5%：68.5%

大口使用者の地下水利用への転換に歯止めをかけるため、従量料金の逡増度を緩和する

（最高単価・逡増度）397 円・6.96 倍 250 円・4.55 倍

共同住宅等において負担の公平性を図るため、市が設置した 1 個のメーターを共用で使用する場合の基本料金を新たに設定する

（計算方法）市メーターの基本料金×1 個

共用 1 もしくは 2 の基本料金×入居戸数

小口使用者の節水努力に対する配慮と逡増度の緩和を図るため、従量料金の水量区分の細分化及び統合する

（分解）31～50 m³ 31～40 m³、41～50 m³

（統合）1,001 m³以上 501 m³以上

事務の簡素化を図るため臨時使用の場合における概算料金の前納制度を廃止する

(5) 新旧対照表

【単位：円/月、%】

| 基本料金 | | | | | | 従量料金 | | | | | | |
|-------------|-------------|------------|---------|-----------|--------------|---------|-----|-------------------------|---------|-----------|--------------|------|
| 需要口径種別 | | 現行 A | 改定 B | 差額 B-A | 改定率 B/A-1 | 区分 | | 現行 A | 改定 B | 差額 B-A | 改定率 B/A-1 | |
| 一 般 用 | 専 用 | 13mm | 455 | 500 | 45 | 9.9 | 第1段 | 1～10m ³ | 57 | 55 | 2 | 3.5 |
| | | 20mm | 770 | 850 | 80 | 10.4 | 第2段 | 11～20m ³ | 132 | 80 | 52 | 39.4 |
| | | 25mm | 1,280 | 1,350 | 70 | 5.5 | 第3段 | 21～30m ³ | 217 | 130 | 87 | 40.1 |
| | | 40mm | 6,400 | 26,000 | 19,600 | 306.3 | 第4段 | 31～40m ³ | 276 | 170 | 106 | 38.4 |
| | | 50mm | 9,800 | 42,000 | 32,200 | 328.6 | | 41～50m ³ | | 200 | 76 | 27.5 |
| | | 75mm | 25,800 | 120,000 | 94,200 | 365.1 | 第5段 | 51～100m ³ | 338 | 220 | 118 | 34.9 |
| | | 100mm | 44,400 | 250,000 | 205,600 | 463.1 | 第6段 | 101～500m ³ | 367 | 240 | 127 | 34.6 |
| | | 150mm | 101,700 | 620,000 | 518,300 | 509.6 | 第7段 | 501～1,000m ³ | 386 | 250 | 136 | 35.2 |
| | | 200mm | 149,900 | 3,000,000 | 2,850,100 | 1,901.3 | 第8段 | 1,001m ³ ～ | | | 397 | 147 |
| | 共用 1 | - | 450 | - | - | 逡増度 | | 6.96倍 | 4.55倍 | - | - | |
| 共用 2 | - | 11,000 | - | - | 臨時用 | | 700 | 500 | 200 | 28.6 | | |
| 臨時用 | 一般用の とおり | 専用の とおり | - | - | | | | | | | | |

(6) 関連規定の改正（施行日 平成 23 年 4 月 1 日）

受水槽方式の共同住宅等については、集中検針盤と各戸メーターの設置を条件に各戸検針を実施しているが、当該条件を廃止し、各戸メーターを公設化する。

3 水道料金及び下水道使用料改定の影響

(1) 一般家庭への影響(メーター口径20mmの場合)

【単位：円/月、%】

| 1ヶ月 当たり 使用水量 | 下水道使用料(資本比率60%) | | | | 水道料金(口径20mm) | | | | 合計 | | | |
|--------------------|-----------------|-------|-------|------|--------------|-------|-------|------|--------|--------|-------|------|
| | 現行 | 改定 | 差額 | 増減率 | 現行 | 改定 | 差額 | 増減率 | 現行 | 改定 | 差額 | 増減率 |
| 10m ³ | 673 | 800 | 127 | 18.9 | 1,340 | 1,400 | 60 | 4.5 | 2,013 | 2,200 | 187 | 9.3 |
| 20m ³ | 1,393 | 1,750 | 357 | 25.6 | 2,660 | 2,200 | 460 | 17.3 | 4,053 | 3,950 | 103 | 2.5 |
| 30m ³ | 2,303 | 2,960 | 657 | 28.5 | 4,830 | 3,500 | 1,330 | 27.5 | 7,133 | 6,460 | 673 | 9.4 |
| 40m ³ | 3,333 | 4,330 | 997 | 29.9 | 7,590 | 5,200 | 2,390 | 31.5 | 10,923 | 9,530 | 1,393 | 12.8 |
| 50m ³ | 4,363 | 5,760 | 1,397 | 32.0 | 10,350 | 7,200 | 3,150 | 30.4 | 14,713 | 12,960 | 1,753 | 11.9 |
| 口径別 平均水量 | 現行 | 改定 | 差額 | 増減率 | 現行 | 改定 | 差額 | 増減率 | 現行 | 改定 | 差額 | 増減率 |
| 19m ³ | 1,321 | 1,655 | 334 | 25.3 | 2,528 | 2,120 | 408 | 16.1 | 3,849 | 3,775 | 74 | 1.9 |

(2) 大口需要への影響(メーター口径40mmの場合)

【単位：円/月、%】

| 1ヶ月 当たり 使用水量 | 下水道使用料(資本比率60%) | | | | 水道料金(口径40mm) | | | | 合計 | | | |
|---------------------|-----------------|---------|--------|------|--------------|---------|---------|-------|---------|---------|--------|------|
| | 現行 | 改定 | 差額 | 増減率 | 現行 | 改定 | 差額 | 増減率 | 現行 | 改定 | 差額 | 増減率 |
| 50m ³ | 4,363 | 5,760 | 1,397 | 32.0 | 15,980 | 32,350 | 16,370 | 102.4 | 20,343 | 38,110 | 17,767 | 87.3 |
| 100m ³ | 11,113 | 14,760 | 3,647 | 32.8 | 32,880 | 43,350 | 10,470 | 31.8 | 43,993 | 58,110 | 14,117 | 32.1 |
| 200m ³ | 25,813 | 34,360 | 8,547 | 33.1 | 69,580 | 67,350 | 2,230 | 3.2 | 95,393 | 101,710 | 6,317 | 6.6 |
| 500m ³ | 69,913 | 93,160 | 23,247 | 33.3 | 179,680 | 139,350 | 40,330 | 22.4 | 249,593 | 232,510 | 17,083 | 6.8 |
| 1,000m ³ | 151,913 | 199,660 | 47,747 | 31.4 | 372,680 | 264,350 | 108,330 | 29.1 | 524,593 | 464,010 | 60,583 | 11.5 |
| 口径別 平均水量 | 現行 | 改定 | 差額 | 増減率 | 現行 | 改定 | 差額 | 増減率 | 現行 | 改定 | 差額 | 増減率 |
| 258m ³ | 34,339 | 45,728 | 11,389 | 33.2 | 90,866 | 81,270 | 9,596 | 10.6 | 125,205 | 126,998 | 1,793 | 1.4 |

(3) 合計改定率

| | |
|--------|-------|
| 下水道使用料 | 23.3% |
| 水道料金 | 17.7% |
| 合計 | 3.0% |

耳原三丁目地区地区計画 計画図

